

九州大学西新プラザ規則

平成16年度九大規則第68号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成26年 3月 9日
(平成26年度九大規則第115号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学西新プラザ（以下「プラザ」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プラザは、九州大学（以下「本学」という。）における国際学術研究の推進及び社会連携の促進を図るとともに、学術研究活動等の情報を発信し、併せて本学の教育研究活動の促進に資することを目的とする。

(管理運営の責任者及び審議機関)

第3条 プラザに管理運営責任者を置き、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 プラザの管理運営に関する重要事項については、九州大学将来計画委員会規則（平成16年度九大規則第10号）第8条に規定する九州大学キャンパス計画及び施設管理委員会において審議する。

(施設)

第4条 プラザに、会議室、多目的室、和室、宿泊室、オフィス、展示コーナー、産学交流室、資料室等を置く。

(使用の範囲及び許可)

第5条 プラザは、第2条の目的の範囲内で、本学関係者及び一般市民の利用に供するものとする。

2 プラザの施設のうち、使用細則で定める施設の使用に当たっては、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により、当該施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の職員経験者
- (3) 本学の卒業生
- (4) その他管理運営責任者が適当と認めた者

(適正使用)

第6条 プラザの使用に当たっては、プラザの目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理運営責任者は、プラザを使用する者が、この規則等及び許可条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(使用時間等)

第7条 プラザの使用時間、休業日等については、使用細則で定める。

(使用料)

第8条 プラザを使用する者は、使用料金規程で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(損害賠償)

第9条 プラザを使用する者がその責に帰すべき事由によりプラザの施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理運営に関し必要な事項は、使用細則で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第189号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第11号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第22号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第39号）

この規則は、平成22年11月1日から施行し、改正後の九州大学西新プラザ規則の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大規則第55号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第115号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。